

○泉佐野市教育委員会後援規則

平成11年9月8日

泉佐野市教育委員会規則第9号

改正 平成12年8月1日泉佐野市教育委員会規則第11号

平成22年5月7日泉佐野市教育委員会規則第2号

令和3年7月6日泉佐野市教育委員会規則第2号

泉佐野市教育委員会の後援に関する規程（昭和27年泉佐野市教育委員会規則第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、泉佐野市教育委員会（以下「委員会」という。）の後援（協賛その他これに類するもの及び賞状の交付を含む。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第2条 委員会は、教育、学術、文化又はスポーツの振興のために行う諸事業に対し、主催者から依頼があったときは、後援をすることができる。ただし、その事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援を行わない。

- (1) 教育の目的を阻害するおそれのある場合
- (2) 営利が目的であると認められる場合
- (3) 政治的又は宗教的な活動であると認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が後援をすることが適当でないとする場合

（承認）

第3条 委員会の後援を受けようとする者は、後援依頼書（様式第1号）により委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、後援承認通知書（様式第2号）又は後援不承認通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

第4条 削除

（承認の取消し）

第5条 委員会は、後援を受けた事業の主催者が、虚偽の記載等不正な手段により後援の承認を受けた場合又は後援の承認を受ける際に付された条件に違反した場合は、後援承認取消通知書（様式第4号）によりその承認を取り消すことがある。

(報告義務)

第6条 委員会の後援を受けた者は、後援を受けた事業についての実施報告書(様式第5号)を当該事業の終了後1月以内に委員会に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている依頼書その他の書類は、改正後の泉佐野市教育委員会後援規則の様式により提出されたものとみなす。

附 則(平成12年8月1日泉佐野市教育委員会規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年5月7日泉佐野市教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年7月6日泉佐野市教育委員会規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。